様式第1号（第7条関係）教育用コンピュータ端末等貸与申請書兼誓約書　　端末番号

（タブレット持ちかえり申請書）

あて先）長洲町立　　　　学校校長　　様

|  |
| --- |
| 教育用コンピュータ端末及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。 ●確認事項（☑をつけてください）□下記「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。 　　　　　年 　月 　日 長洲町立 学校 　年 　組 　 番 お子様氏名 保護者氏名 　　　　　　　　　　 印（自署のみ押印省略可） **貸与に係る留意事項** （教育用コンピュータ端末及び付属品）〇GIGA スクール構想に基づき、町立学校に在籍する児童生徒に教育用コンピュータ端末等機器（以下「貸与機器」という。）の無償貸与を以下のとおり実施します。貸与機器の利用にあたり、本書の提出をお願いします。 〇貸与期間は　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日　　までとします。町内において転校、中学校へ進級する際は再度提出していただく必要があります。〇学校長より返却を指示された場合は、貸与機器を遅滞なく返却してください。 〇貸与機器の取扱いについては、下記の点に十分注意してください。  記  □ 公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はやめてください。本町において貸与機器の通信記録や、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭でご負担をお願いします。  □ 貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項に違反し、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。 1. 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
2. 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
3. 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
4. 貸与機器を学習活動以外に使用すること。
5. 貸与機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
6. その他、機器貸与の目的に反すること。

 □ 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。 ※長洲町立学校に兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。  |